

平成24年度

精神保健福祉センター所報

第41集



福島県精神保健福祉センター

はじめに

～まず支援者のつながりを～

精神保健に関する平成 24 年のトピックの一つに自殺者数の減少が挙げられます。震災前の平成 22 年と比較すると、全国で 12.3%、福島県では 16.3%減少しました。これについて、「自殺対策の効果が表れてきた」との評価もありますが、「実際のところはわからない」というのが本当のところです。自殺には様々な要因が関連しており、他の要因、たとえば自殺と関連が深いとされる経済状況について見ると、平成 22 年 12 月と平成 24 年 12 月の有効求人倍率が、全国で 0.57 倍から 0.82 倍、福島県で 0.47 倍から 1.18 倍と大きく改善しています。そもそも、平成 10 年から自殺者数が急増したことについても、バブルの崩壊に象徴される経済的な要因が大きいと考えられています。

一方、自殺に経済的要因が大きくかかわっているとすると、震災後の復興需要が収束して経済状況が後退していくときは注意しなければいけません。また、ちょうど復興住宅が完成する時期は、避難している方が転居というライフイベントを迎えるなど、複数のストレス要因が重なる可能性があります。いずれにせよ、自殺の背景には様々な要因があり、様々な側面からの支援が必要です。ここに、「連携作り」の意義があります。

連携作りというと具体的にはどのようなことをすればいいのでしょうか？ たとえば連携のための会議などを開くといった、体制作りをすることがその一つとして挙げられます。ただ、会議を開いたからと言ってそれで終わりというわけではありません。連携というのは、帰るところ、人と人との関係です。会議などはあくまでも形であって、それをきっかけにして、担当者どうしが継続的にこまめに連絡を取り合うというような積み重ねが連携の中身なのです。

自殺予防において、「一人で頑張る」ことは禁物です。このことは、私たち支援者自身にもあてはまることです。一人で頑張っている限り、連携は進まないからです。「あの人に任せておけば大丈夫」という言葉は誉め言葉のように聞こえますが、大きな誤解でしょう。「一人で頑張るよりも人に頼む・相談する」・・・このような価値観の転換が必要です。

平成 25 年 8 月

福島県精神保健福祉センター 所長 畑 哲信

目 次

I 精神保健福祉センターの概要

1 沿 革	1
2 施設の現況	1
3 職員の構成	2
4 業務の内容	2

II 業務実績

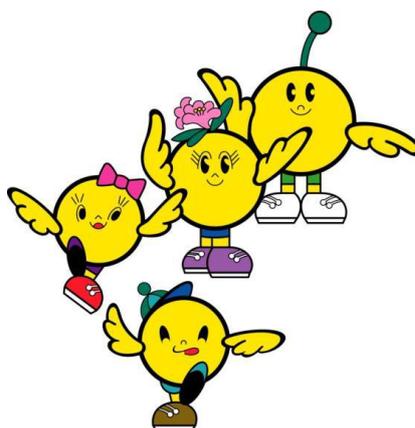
1 普及啓発	3
2 関係機関職員の教育研修	3
3 技術指導・技術援助	4
4 精神保健福祉相談及び診療状況	7
5 精神障がい者地域移行・地域定着事業	10
6 自殺対策関連事業	12
7 特定相談事業	14
8 薬物関連相談事業	15
9 精神保健福祉協力組織の育成	16
10 福島県精神医療審査会事務	16
11 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の判定及び承認	17

III 災害後の心のケア活動

1 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故への対応	18
2 新潟・福島豪雨災害への心のケア支援	20

IV 調査・研究、参考資料

1 調査・研究	21
2 精神科病床を有する病院数、入院患者数	21
3 在院患者数、性・年齢・病類別	21
4 自殺者数の推移	22



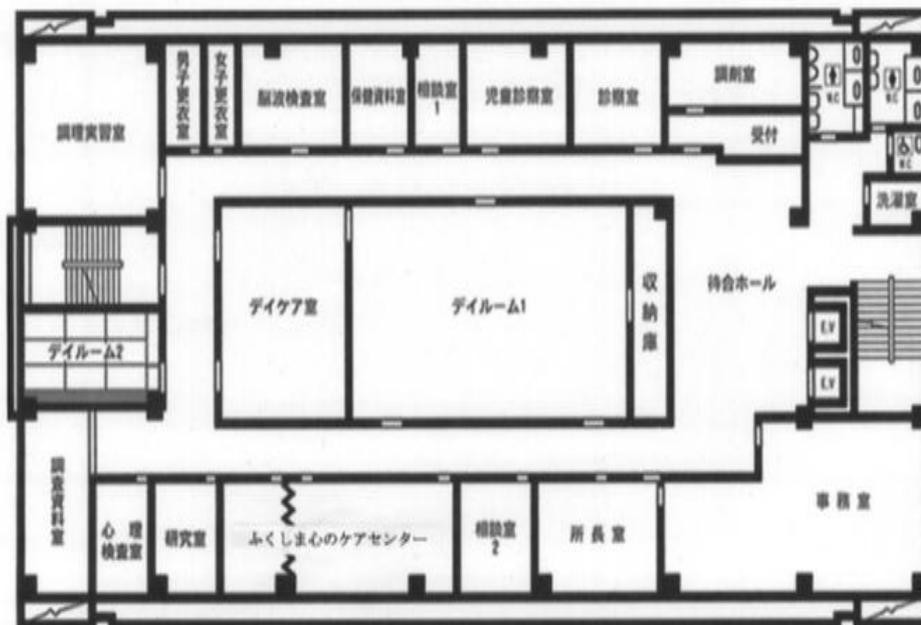
I 精神保健福祉センターの概要

1 沿革

昭和 25 年	精神衛生法制定
昭和 35 年 7 月 1 日	精神衛生相談所を福島保健所（福島市御山町 48）に併設
昭和 39 年	福島県精神衛生相談所条例施行
昭和 40 年	精神衛生法の一部改正
昭和 40 年 6 月 30 日	精神衛生相談所の名称が精神衛生センターに改正
昭和 47 年 4 月 1 日	福島県精神衛生相談所条例が廃止され福島県精神衛生センター条例施行 福島市森合町 10-9 に移転
昭和 62 年	精神衛生法が改正され精神保健法制定
昭和 63 年 7 月 1 日	福島県精神衛生センター条例が一部改正され福島県精神保健センター条例へ 福島県精神衛生センターの名称が福島県精神保健センターに改正
平成 5 年	精神保健法の一部改正 障害者基本法制定
平成 5 年 12 月 13 日	福島県保健衛生合同庁舎（福島市御山町 8-30）に移転
平成 7 年	精神保健法が改正され精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に名称変更
平成 7 年 10 月 13 日	福島県精神保健センター条例が福島県精神保健福祉センター条例へ改正 福島県精神保健センターの名称が福島県精神保健福祉センターに改正
平成 11 年	精神保健福祉法の一部改正
平成 17 年	精神保健福祉法の一部改正 障害者自立支援法の制定
平成 18 年	自殺対策基本法の制定

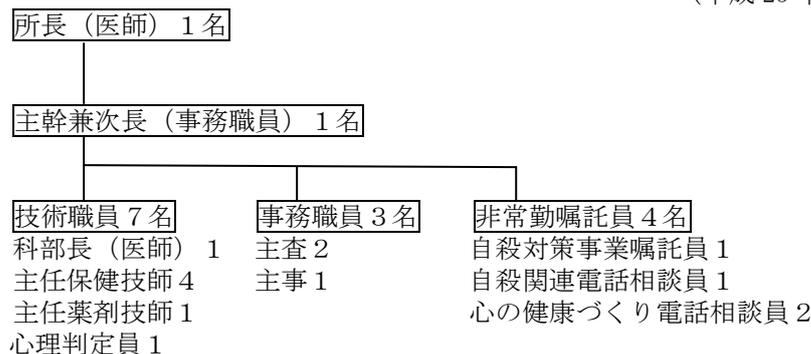
2 施設の現況

- (1) 所在地 〒960-8012 福島市御山町 8 番 30 号 福島県保健衛生合同庁舎 5 階
- (2) 建築物 鉄筋コンクリート造、 建面積 813.8 m²（5 階部分）
- (3) 施設完成日 平成 5 年 11 月 24 日、同 12 月 13 日移転



3 職員の構成

(平成 25 年 3 月末現在)



4 業務の内容

精神保健福祉センターにおいて行う業務は、次のとおりです。

- ① 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及に関すること。
- ② 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。
- ③ 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導並びにこれらに付随する診療に関すること。
- ④ 精神医療審査会の事務に関すること。
- ⑤ 精神保健福祉法第 45 条第 1 項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第 52 条第 1 項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務に関すること。
- ⑥ 障害者自立支援法第 22 条第 2 項の規定により、市町村が同条第 1 項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。
- ⑦ 障害者自立支援法第 26 条第 1 項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(福島県精神保健福祉センター条例 (昭和 47 年福島県条例第 18 号) 第 3 条より)

※ 参照法令

ア 精神保健福祉法第 45 条第 1 項(精神障害者保健福祉手帳)

精神障害者(知的障害者を除く。は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

イ 障害者自立支援法第 52 条第 1 項(自立支援医療費の支給認定)

自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。

ウ 障害者自立支援法第 22 条(支給要否決定等)

市町村は、第 20 条第 1 項の申請に係る障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定(以下「支給要否決定」という。)を行うものとする。

2 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第 9 条第 7 項に規定する身体障害者更生相談所(第 74 条及び第 76 条第 3 項において「身体障害者更生相談所」という。)、知的障害者福祉法第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所(以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。)その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

エ 障害者自立支援法第 26 条第 1 項(都道府県による援助等)

都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第 19 条から第 22 条まで、第 24 条及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

Ⅱ 業 務 実 績

1 普及啓発

(1) 研修会等

事業名	実施日・場所	参加者数	開催内容
アディクションフォーラム	平成25年 1月11日 福島市アクティブシニアセンターアオウゼ	93名	講演「薬物依存症の理解と回復支援」 講師 埼玉県立精神医療センター 副病院長 成瀬 暢也 氏 体験談「回復者からのメッセージ」 郡山家族会
思春期精神保健セミナー	平成25年 1月29日 福島市アクティブシニアセンターアオウゼ	131名	講演「思春期・青年期のこころ」 ～不登校・ひきこもり支援を通して～ 講師 爽風会佐々木病院 診療部長 斎藤 環 氏

(2) 広報等

ア ホームページ

アドレス <http://www.pref.fukushima.jp/seisinsenta/top.html>

アクセス件数 24, 224件/年 (/top2.html へのアクセス)

イ 精神保健福祉瓦版の発行

発行 計4回、ホームページに掲載

ウ アディクション伝言板の発行

発行 月1回 計12回、ホームページに掲載

エ リーフレットの作成配布

自殺対策関連の各種リーフレット等の作成、配布。詳細は自殺対策関連事業のページ参照

2 関係機関職員の教育研修

事業名	実施日・場所	参加者数	開催内容
精神保健福祉地域関係職員 基礎研修	平成24年 6月 7日 福島県保健衛生合同庁舎2階大会議室	63名	行政説明「精神保健福祉行政のしくみについて」 担当者 福島県保健福祉部障がい福祉課職員 講義「精神疾患の理解と対応」 講師 精神保健福祉センター所長
	平成24年 6月15日 郡山市医療介護病院ビッグハート	74名	演習「相談の受け方」 講師 福島県臨床心理士会員 県北：郡山メンタルサポート 所長 成井 早苗 氏 県中：郡山メンタルサポート 富森 崇 氏
	平成24年 6月19日 会津若松市北会津支所ピカリンホール	58名	会津：竹田綜合病院 荒井 城太郎 氏

中級研修	平成 24 年 8 月 10 日 福島県保健衛生合同庁舎 2 階大会議室	79 名	講義「被災地のアルコール問題への対応」 演習「介入ツール使い方」 講師 独立行政法人国立病院機構 久里浜アルコール症センター 院長 樋口 進 氏
トピック研修	平成 24 年 12 月 3 日	126 名	講義「感情調節困難の支援」 ～弁証法的行動療法から学ぶ～ 講師 長谷川メンタルヘルス研究所 所長 遊佐 安一郎 氏
地域ケア検討会	定例 平成 24 年 6 月 6 日 7 月 26 日 10 月 17 日 3 月 15 日 随時 9 月 20 日 11 月 15 日 11 月 20 日 計 7 回	10 名 9 名 15 名 9 名 15 名 5 名 4 名 計 67 名	精神保健福祉センターの来所及び電話相談についての事例検討 検討事例数 実 29 事例・延べ 29 事例

【学生実習】

ポラリス保健看護学院	3 名
福島大学大学院教育学研究科	7 名
福島看護専門学校	40 名
福島東稜高等学校看護専攻科	30 名
福島県立総合衛生学院看護学科	32 名

【図書ビデオ等の貸し出し件数】

図 書	ビデオ
0 件	5 件

3 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行っています。

また、関係諸機関からの依頼に基づき、精神保健福祉に関連する研修会や会議等に職員を派遣しています。

(1) 技術援助・技術指導分類別内訳

区 分	技術指導・援助（延件数）										計
	老人 精神 保健	社会 復帰	アルコール	薬物	思春 期	心の 健康 づくり	ひき こも り	自殺 関連	犯罪 被害	その 他	
保 健 所	0	3	2	1	1	2	4	30	2	6	51
市町村	0	0	3	1	0	5	0	10	0	2	21
福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
医 療 施 設	0	17	0	0	0	0	0	0	0	1	18
介護老人保健施設	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
障害者支援施設	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11
社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	11	4	0	5	50	0	6	5	19	100
実施件数	0	42	9	2	6	57	4	46	7	31	204

(2) 援助・指導内容

ア 職員の派遣

① 保健所等

依 頼 機 関	内 容	担 当
県保健福祉事務所 市保健所 市町村	精神保健福祉法の通報に伴う精神保健指定医の診察	医師
	自殺対策市町村職員等研修会	医師、保健師、自殺対策専門員
	自殺予防街頭キャンペーン	保健師、自殺対策専門員
	市町村自殺対策担当者会議	医師、保健師、自殺対策専門員
	うつ病家族教室	医師、保健師
	自殺予防ゲートキーパー養成研修会企画支援	保健師、自殺対策専門員
	ひきこもり家族教室	医師
	精神障がい者地域移行・地域定着ワーキンググループ	保健師
	地域移行連絡会	保健師
	精神保健研修会	医師
	豪雨災害対応健康講話	医師
	生活保護医療給付要否意見書等審査会	医師
	精神科病院実地審査	医師

② 県部局等

依 頼 機 関	内 容	担 当
知事部局	精神疾患休職職員復職審査	医師
福利厚生室	管理監督者メンタルヘルス講習会	医師
青少年・男女共生課	福島県青少年支援協議会（代表者会議）	医師
高齢福祉課	介護予防市町村支援委員会	保健師
児童家庭課	被害者等支援連絡協議会	保健師
	福島県ドメスティックバイオレンス対策連携会議	保健師
	児童扶養手当等障害審査	医師
障がい福祉課	精神保健福祉審議会	医師
	自殺対策推進協議会	医師
	精神科救急医療システム連絡調整委員会	医師
	心のケア担当者会議	医師、保健師
	精神障がい者アウトリーチ推進事業事業評価会議	保健師
	精神障がい者アウトリーチ担当者会議	保健師
	福島県自立支援協議会	保健師
薬務課	薬物乱用防止指導員連合協議会	薬剤師
中央児童相談所	中央児童相談所地域児童相談関係機関連絡会議	保健師

③ 教育委員会

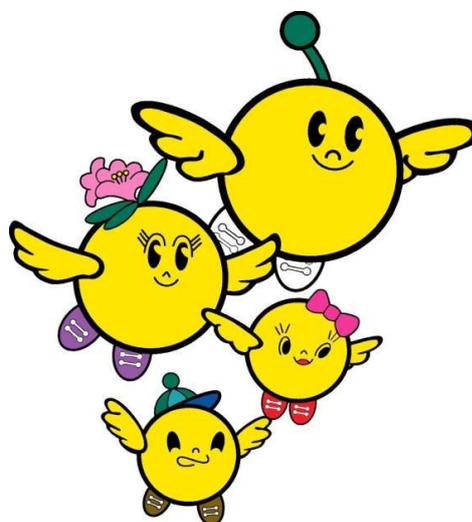
依 頼 機 関	内 容	担 当
福島県教育委員会	公立学校教職員神経・精神障がい審査委員会	医師

④ その他の関係機関

依 頼 機 関	内 容	担 当
ふくしま精神障がい者スポーツ推進協議会	障がい者総合体育大会	保健師
福島県警察本部	被害者支援研修会	医師
東京三弁護士会	災害普及復興本部研修会	医師
特定非営利活動法人アイキャン	ピアサポーター養成研修会	保健師

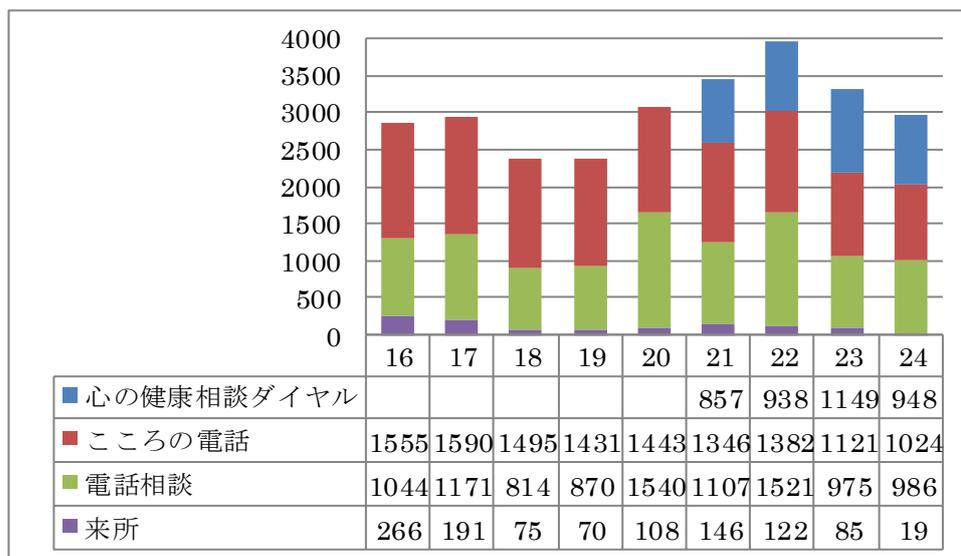
イ 関連会議等への出席

依 頼 機 関	内 容	担 当
ふくしま心のケアセンター	心のケアセンター運営委員会	保健師
	心のケアセンター主任会議	保健師
	心のケアセンター各方部センター連絡調整会議	保健師
福島保護観察所	医療観察法運営連絡協議会	心理判定員
	医療観察法地域連絡協議会	心理判定員
あさかホスピタル・竹田総合病院	精神障がい者アウトリーチ推進事業対象者選定会議	保健師
	精神障がい者アウトリーチ推進事業評価委員会	保健師

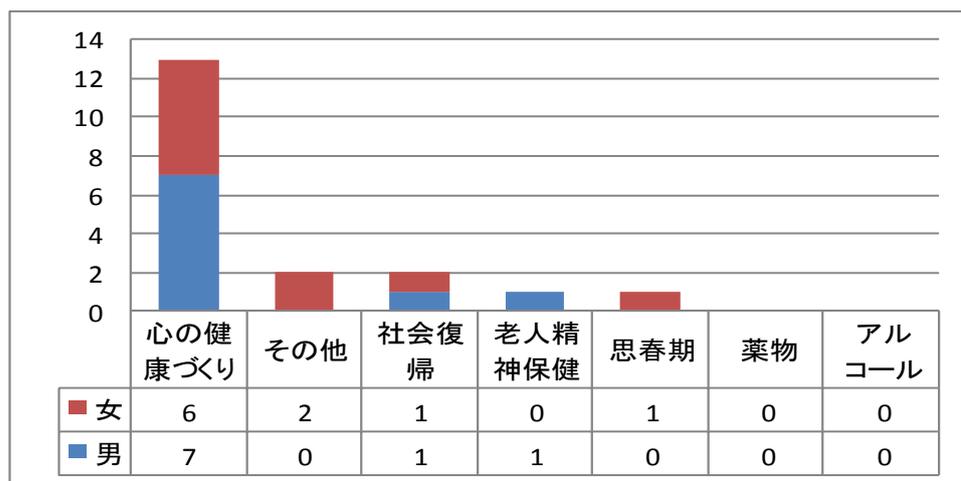


4 精神保健福祉相談及び診療状況

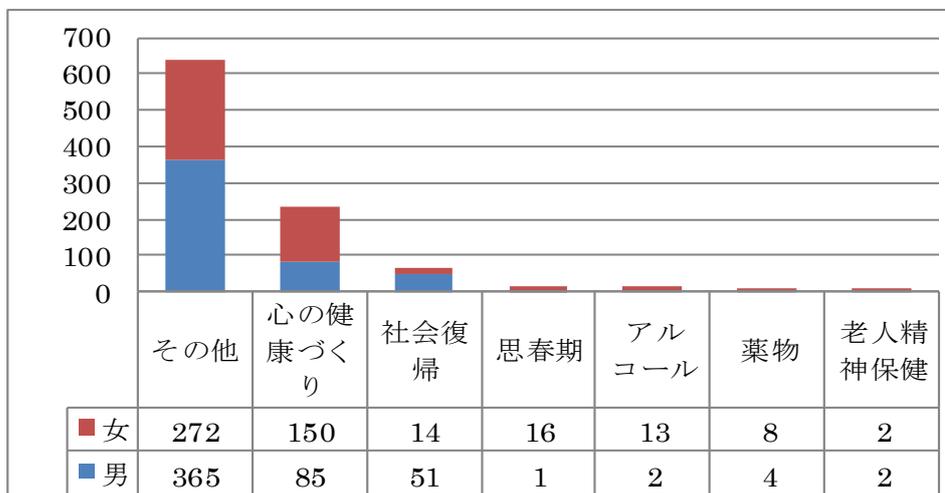
(1) 精神保健福祉相談（来所、センター代表電話・こころの電話・心の健康相談ダイヤル）件数の推移（H16～24年度）



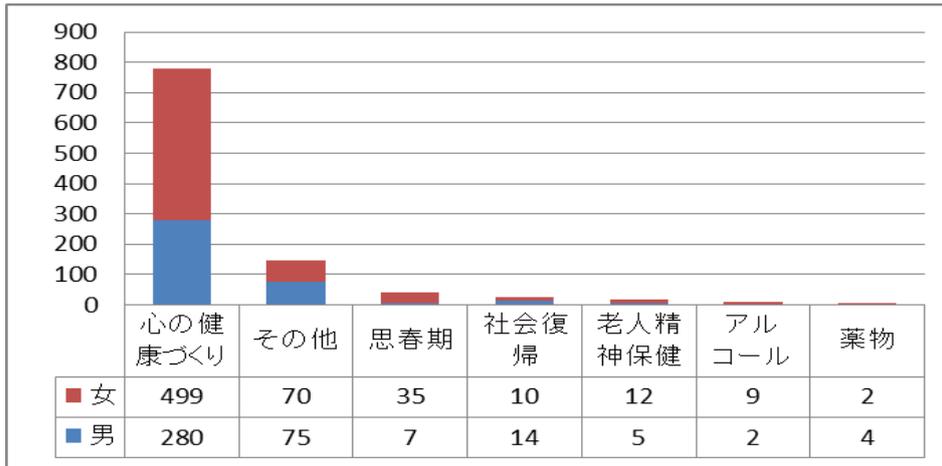
ア 来所による相談



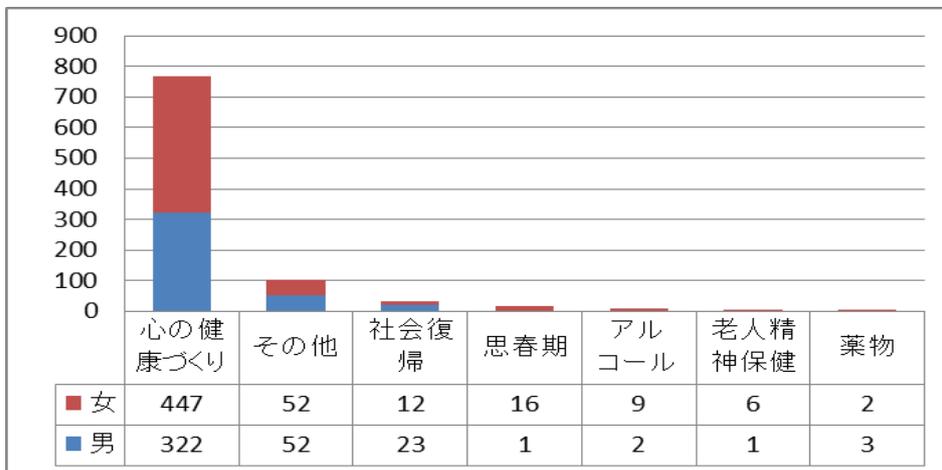
イ センター代表電話への相談



ウ こころの電話への相談



エ 心の健康相談ダイヤルへの相談



(2) 診療状況

センター内診療施設において、相談に付随する診療を行っています。

ア 診療受付状況

	男	女	計
初回診療者数	14	5	19
再診療者数	12	13	25
診療者総数	26	18	44

イ 診療処理状況

診療実件数	44	
診療延件数	316	
相談助言指導	0	
診療に伴う諸検査数	11	
諸検査の内訳	脳波	0
	心理	7
投薬	院内	135
	院外	159

ウ 診断名、年齢別、性別、診療実件数

		年齢		≤10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	60<	計 (%)
		診断名	性別								
F0	症状性を含む器質性精神障害	男									
		女									
F1	精神作用物質による精神及び行動の障害	男									
		女									
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	男						2	1		3(6.8)
		女							2		2(4.5)
F3	気分(感情)障害	男				2	3	4	2		11(25)
		女			2	2	1	3	2		10(22.8)
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	男				1		1			2(4.5)
		女						1			1(2.3)
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	男									
		女									
F6	成人の人格及び行動の障害	男									
		女									
F7	精神遅滞	男				4					4(9.1)
		女									
F8	心理的発達の障害	男				3					3(6.8)
		女					1				1(2.3)
F9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	男									
		女									
G4	てんかん	男							1		1(2.3)
		女								1	1(2.3)
その他		男						1		1	2(4.5)
		女						3			3(6.8)
計		男				10	6	7	3		26
		女			2	2	5	6	3		18

5 精神障がい者地域移行・地域定着事業

(1) 福島県精神障がい者地域移行・地域定着推進事業

精神科病院の社会的入院を解消し、障がい者本人が暮らしたいと望む地域において、自らの意思で選択・決定し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現させることを目的に、長期入院者の退院を促進するための体制整備を行っています。

本事業は、各保健福祉事務所の保健師が体制整備コーディネーターの役割を担います。(いわき市にあっては、精神障がい者を支援している法人に委託している。)各圏域には協議会を設置し、実務担当で構成するワーキンググループを置き、ワーキンググループでは地域における社会資源の把握・検討、困難ケースの検討・調整等を実施しています。

精神保健福祉センターにおいては、当該事業に従事する関係機関の職員等を対象に、精神障がいや地域生活移行に関する知識や技術を習得させるとともに、各々の機関が果たすべき役割を認識させ、関係機関相互の支援・協力体制を構築することを目的とした研修会・会議を開催し、精神障がい者地域移行・地域定着推進事業の円滑かつ効率的な推進を図っています。

ア スキルアップ研修会

第1回

- ①日時 平成24年7月19日(木) 14:30～16:00(全体会と同日開催)
- ②場所 郡山ビッグハート 大会議室
- ③内容 講演「庄内圏域の取り組み～利用者中心の地域移行・における精神障がい者の地域移行・地域定着事業について」
講師 山形県鶴岡市NPO法人やすらぎの会
地域生活活動支援センター翔 HABATAKI 所長 斎藤 昌子 氏
- ④参加者 64名

第2回

- ①日時 平成24年9月28日(金) 13:30～14:30
- ②場所 精神保健福祉センター デイルーム
- ③内容 講演「今後の地域生活移行・地域定着事業の進め方
～体制整備コーディネーターに求められる役割～」
講師 東日本国際大学社会環境学部社会福祉学科 教授 天野 宗和 氏
- ④参加者 体制整備コーディネーター 12名

第3回

- ①日時 平成25年1月17日(木) 13:30～16:00
- ②場所 あさかホスピタル 6階あさかホール
- ③内容 実践報告 アウトリーチ推進事業～あさかホスピタルでの実践～
報告者 あさかホスピタル退院支援室 堀内 美智子 氏
講演「精神障がい者の地域生活移行・地域定着の推進に求められること」
～多摩在宅支援センターの取り組み～
講師 多摩在宅支援センター理事長 寺田 悦子 氏
- ④参加者 55名

イ 全体会議

第1回

- ①日時 平成24年7月19日(木) 13:30～14:30
- ②場所 郡山ビッグハート 大会議室
- ③内容 平成21年度～23年度までの精神障がい者地域生活移行特別対策事業の報告
 - ・これまでの精神障がい者地域生活移行・地域定着特別対策事業のまとめ
報告者 福島県自立支援総室 障がい福祉課 主査 松津 和宏
 - ・こうしたらうまくいった地域移行・定着事業
 - ◆地域移行推進員の成功事例

「特対事業による地域移行・地域定着支援 病院相談員の立場から」

県立矢吹病院精神保健福祉士 川上 興一 氏

◆地域の受け皿として

「地域生活したいというニーズを実現するために」

あじさい館サービス管理責任者 横田 敦子 氏

◆地域定着としてのアウトリーチ事業の成功事例

あさかホスピタル 退院支援室 堀内 美智子氏

④参加者 64名

第2回

①日時 平成25年3月8日(金) 10:00~12:30

②場所 精神保健福祉センター デイルーム

③内容 第1部『精神障がい者が地域で安心して暮らすための取り組み』

体制コーディネーター スペースけやき施設長 白土 修 氏

ピアサポーター スペースけやき

当事者

アウトリーチ推進事業 竹田総合病院 看護師 兎島 一行 氏

市町村 玉川村役場 保健師 廣瀬 亜紀子 氏

第2部 講演『はじめよう！私たちが明日からできること～新たな地域精神保健医療

体制を見据えて～』

講師 南高愛隣会東京事務所事務局長 武田 牧子 氏

④参加者 51名

ウ 精神障がい者ピアサポーター養成研修事業への支援

精神障がい者自らが、当事者の支援に立った支援を行うことで、入院患者等の地域移行や地域定着が円滑に進むように、精神障がい者ピアサポーターの養成を行い、ピアサポート活動普及啓発に努め、精神障がい者の社会復帰につながるよう支援を行うため、福島県では、平成23年度から「ピアサポーター養成研修会」を業務委託し開催しています。

精神保健福祉センターでは、受託先である特定非営利法人アイキャンへの支援を実施し養成研修を開催するにあたり、支援を実施しています。

ピアサポーター養成に関する支援の状況

内 容	支援回数	担 当
ピアサポーター養成研修打合せ	2	保健師
ピアサポーター初任者研修	6	
ピアサポーター経験者研修	2	
ピアサポーター理解促進シンポジウム	1	
ピアサポーター養成研修受講者交流会	1	

(2) 精神障がい者アウトリーチ推進事業

福島県では、平成23年度より、受療中断者、自らの意思では受信の困難な精神障がい者、長期入院等の後退院した者、入退院を繰り返す精神障がい者等の地域生活定着のために、一定期間、保健医療及び福祉の包括的な支援を行うことにより、新たな入院及び再入院を防ぎ、地域生活が維持できるような体制を地域において構築することを目的とした精神障がい者アウトリーチ推進事業を実施しています。

福島県内では、精神障がい者アウトリーチ推進事業は、2種類の形態で実施されており、精神保健福祉センターでは下記の各種会議に出席し、事業実施に関して支援を実施しています。

ア 福島県内のアウトリーチ推進事業

①実施要綱遵守型アウトリーチ推進事業

居宅生活を送っている精神障がい者に対して、多職種チームによる包括的な支援を行っています。

委託先 2カ所 (あさかホスピタル、竹田総合病院)

②震災対応型アウトリーチ推進事業

東日本大震災が原因となり、精神症状が表出した者を中心に多職種チームによる支援を行っています。

委託先 1カ所 (NPO 法人 相双に新しい精神医療保健福祉システムをつくる会)

イ 精神保健福祉センターにおける支援の状況

会議	出席回数	出席者
対象者選定会議 (あさかホスピタル)	8	保健師
〃 (竹田総合病院)	8	
事業評価委員会 (あさかホスピタル)	1	
〃 (竹田総合病院)	1	
事業担当国会議 (障がい福祉課)	1	
事業評価会議 (障がい福祉課)	1	

6 自殺対策関連事業

(1) 市町村人材育成事業

ア 自殺対策関係者研修(司法書士研修会)

福島県の司法書士会の会員が、「気づく、つなぐ、(いのちを)守る」をキーワードに、自殺対策や心の健康についての知識を習得することにより、相談等に訪れた方々に対し、心理状況に配慮した対応ができるよう、また、自殺対策における各支援者の役割について理解の促進を図り、必要に応じて心の相談機関につなぐことができるよう理解の促進を図っています。

さらに、支援者が自らのパワーレス状態に気づくことができ、健康を保ちながら支援することができるよう研修を行なっています。

①日時 平成24年11月10日(土) 10:15~12:00

②会場 ユラックス熱海(郡山市)

③内容 ○講演「相談者の心理状況に配慮した対応について」

講師 星ヶ丘病院 院長 沼田 吉彦 氏

○情報提供 「自殺の現状について」

提供者:精神保健福祉センター 自殺対策専門員 梅津 直美

④参加者 150名

イ 自殺対策関係者研修(弁護士研修会)

福島県の司法書士会の会員が、「気づく、つなぐ、(いのちを)守る」をキーワードに、自殺対策や心の健康についての知識を習得することにより、相談等に訪れた方々に対し、心理状況に配慮した対応ができるよう、また、自殺対策における各支援者の役割について理解の促進を図り、必要に応じて心の相談機関につなぐことができるよう理解の促進を図っています。

さらに、支援者が自らのパワーレス状態に気づくことができ、健康を保ちながら支援することができるよう研修を行っています。

①日時 平成25年2月24日(日) 13:00~15:30

②会場 福島県弁護士会館 県民ホール

③内容 ○情報提供 「自殺の現状について」

提供者:精神保健福祉センター 自殺対策専門員 梅津 直美

○報告「弁護士会の各種相談から、心の相談に関する経験報告」

報告者:福島県弁護士会 貧困と人権に関する委員会 委員長 渡邊 純 弁護士

○講演「自殺問題と法的支援」

～弁護士が自殺対策のネットワークの中で果たす役割～

講師:自死遺族支援弁護団 事務局長/

自殺対策全国民間ネットワーク監事/

ライフパートナー法律事務所 生越 照幸 弁護士

①参加者 13名

ウ 市町村自殺対策主管課長・担当者研修会

平成21年度から自殺対策緊急強化基金の活用により、市町村における自殺対策が進められています。

自殺対策担当者の知識や技術の向上や、自殺に対する問題意識を共有し相互の連携を強化、効果的な自殺対策ネットワーク構築及び市町村等行政において、効果的な自殺予防対策の推進を図っています。

①日時 平成24年8月24日(金) 13:00～15:45

②会場 郡山ビッグハート(郡山市)

③内容 ○講演1「福島県における自殺対策」

ー自殺対策の課題、必要な取り組みー

講師：精神保健福祉センター所長 畑 哲信

○お知らせ 「情報交換メールについて」

提供者：精神保健福祉センター 自殺対策専門員 梅津 直美

○講演2「岩手県久慈モデルによる自殺対策」

～一人でも多くの自殺を防ぐ取り組み～

講師：岩手県立医科大学医学部 災害・地域精神医学講座 特命教授 大塚 耕太郎 氏

○行政説明 「福島県の自殺対策緊急強化基金事業について」

説明者：障がい福祉課 主任保健技師 味戸 智子

④参加者 70名

エ 救急医療関係職員研修 (精神保健関係職員研修トピック研修会と合同開催)

自殺未遂を繰り返すなど種々の行動化を伴うことが多い境界性パーソナリティ障害について、障害の特徴と専門的な治療法や関係者の対応・連携について学んでいます。

①日時 平成24年12月3日(月) 13:30～16:00

②会場 郡山ビッグハート(郡山市)

③内容 ○講義「感情調節困難の支援」～弁証法的行動療法から学ぶ～

講師：長谷川メンタルヘルス研究所長 遊佐 安一郎 氏

④参加者 126名

オ 自死遺族支援フォローアップ研修会

(災害時のこころのケア体制整備事業「支援者のための心のケア研修会」と同時開催)

平成20～22年度に自死遺族支援をしている民間団体等を対象に実施しました自死遺族支援者研修の参加者に対し、活動に必要な知識修得と情報交換や交流の場を設け、民間団体等の活動が安定して活動できるようにしています。

①日時 平成24年9月7日(金) 13:30～16:00

②会場 郡山ビッグハート

③内容 講義・演習「被災遺族・自死遺族への支援」

講師 全国自死遺族総合支援センター代表幹事 杉本 脩子 氏

ワールドカフェ方式のグループワーク ふくしま心のケアセンター 専門員(心理)

④参加者 58名

(2) 対面型相談支援事業

平成21年度うつ研究事業として「うつ病家族教室」「家族のためのうつ病講演会」を実施。平成22年度は同事業を精神保健福祉センターおよび各保健福祉事務所にて実施。平成23年度以降は各保健福祉事務所が実施する「うつ病家族教室」への技術支援を要望により実施しています。

ア 各保健福祉事務所・保健所への支援

・郡山市保健所：企画打合せ 平成24年7月5日、実施日 10月3日

・県北保健福祉事務所：実施日 平成25年1月16日、2月20日、3月6日

・相双保健福祉事務所：情報提供 平成25年2月

イ うつ病家族教室マニュアルの作成

平成24年12月 保健福祉事務所・保健所へ配布、ホームページに掲載

(3) 自死遺族等の相談

自死遺族からの相談に対応することにより、自死遺族の心理的影響や苦痛を和らげ、回復を図ることを目的として平成20年から23年度までは隔月1回で定期的相談会を実施。平成24年度からは、精神保健福祉相談として随時の相談を受けています。

相談件数 来所実人数1名・延べ1件、電話実人数4名・延べ9件

(4) 心の健康相談ダイヤル

自殺に関連する電話相談を行うための専用電話を確保し、自殺予防のための相談体制の充実強化を図っています。また、この専用電話の電話番号を内閣府が設定している全国共通の電話番号とし、より多くの人が相談しやすい体制を整備しています。

- ①名称 心の健康相談ダイヤル
- ②開設日 平成21年9月8日(火)
- ③受付時間 平日(月～金) 9:00～17:00
- ④相談内容 自殺関連、心の健康、精神疾患に関する相談
- ②相談員 精神保健福祉士、保健師等
- ③相談件数 948件(内訳4、(1)、エ 心の健康相談ダイヤルへの相談 のとおり)

(5) 普及啓発事業

自殺対策関連の各種リーフレット等の作成、関係機関へ配布、及び精神保健福祉センターのホームページに掲載しています。

- ①社会資源情報ハンドブック改訂版
- ②適正飲酒の啓発ポスター(9月の自殺予防週間に併せて配布)

(6) 自殺対策情報交換メール(情報収集・提供)

自殺対策において、自殺対策関係者(市町村・保健福祉事務所)がどんな情報を必要としているかニーズを把握し、時宜に応じた情報提供を行っています。

また、情報を自殺対策関係者(支援者)間で共有することにより、支援者の問題意識の醸成と知識の向上を図り、自殺対策事業の推進に役立てています。

ア 定期的メールによる情報提供

市町村・保健福祉事務所・本庁障がい福祉課へ配信後、ホームページへ掲載

- 5月:自殺対策で用いられる指標
- 6月:自殺対策の人材育成～ゲートキーパー研修の進め方～
- 7月:アルコール依存症と自殺対策
- 8月:自殺対策とネットワークづくり
- 10月:自殺の事後対応(ポストベンション)と自死遺族支援
- 11月:自殺対策情報交換メールで引用した主な参考文献

イ 随時のメールによる助言

メール・電話による問い合わせを受付回答

市町村・保健所 14件、保健福祉事務所 9件、他県 1件、計24件

7 特定相談事業

(1) 特定相談窓口の設置

思春期精神保健及びアルコール関連問題に関する総合的な相談指導等を行うことにより、相談者の精神的健康の保持増進及び諸問題の解決を図っています。

対象 ひきこもり、不登校、対人関係、アルコール関連等に関する問題を抱えている者(本人・家族等)

- ①開催日 主に第2、第4木曜日 13:30～14:00(予約制) 20回
- ②相談員 精神科医(非常勤医師)、保健師
- ③相談件数 19件

- 相談内容 思春期5件 アディクション1件 その他12件
(別掲ひきこもり4件、うつ3件)
- 相談者 本人のみ5件 本人と家族1件 家族のみ13件
- 相談結果 助言終了9件 受診勧奨6件 関係機関紹介4件

(2) 思春期精神保健セミナー

思春期の時期に抱える心理面の問題に対して、広く県民の理解の促進を図ることにより地域精神保健の向上に資することを目的としています。

- ①日時：平成25年1月29日（火） 13:30～15:30
- ②対象：一般市民及び関係者
- ③場所：福島市アクティブシニアセンター アオウゼ 大活動室
- ④内容：講演「思春期・青年期のこころ」 ～不登校・ひきこもり支援を通して～
講師 爽風会佐々木病院 診療部長 斎藤 環 先生
- ⑤参加者：131名

8 薬物関連相談事業

(1) 薬物関連専門相談窓口の設置

薬物による精神障がい者やその家族に対して専門の相談員を配置し、個別相談指導を行うとともに、薬物関連問題の早期対応に努め、医療機関をはじめ関係機関等への紹介等を行っています。

対象 薬物依存症者及び家族

- ①日時 毎月第3木曜日 13:30～16:00
- ②相談員 精神科医（非常勤嘱託医3名）、ダルクスタッフ（1名）
- ③相談件数 電話21件、来所12件

(2) 薬物依存症に関する研修会（薬物乱用防止フォーラム）

一般県民を対象に薬物依存症に対する正しい知識と薬物乱用の恐ろしさの啓発を行っています。

対象 県民一般、薬物乱用防止指導員、保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関の職員

- ①日時 平成25年1月11日（金） 13:30～16:00
- ②会場 福島市アクティブシニアセンター アオウゼ
- ③内容 議題「薬物依存症の理解と回復支援」
講師 埼玉県立精神医療センター 副病院長 成瀬 暢也 氏
体験談「回復者からのメッセージ」 郡山家族会
- ④参加者 93名

(3) 薬物関連問題実務担当者研修会

薬物関連問題は、複雑で深刻な問題を合併していることが多く、関係機関も多岐にわたっていることから、薬物問題についての適切な対応策について学びかつ連携を図ることを目的としています。

対象 保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関の職員、薬物乱用防止指導員等

- ①日時 平成24年9月11日（火） 13:30～15:30
- ②会場 郡山市ビッグハート
- ③内容 講義「薬物乱用と健康」
講師 東北厚生局麻薬取締部 調査総務課長 今野 里見 氏
- ④参加者 85名

9 精神保健福祉協力組織の育成

地域住民による組織的活動の向上図るため、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

精神保健福祉関係組織	福島県精神保健福祉協会 各種自助グループ (アディクション、共依存、自死遺族)等
------------	--

	患者会	家族会	断酒会	その他
支援回数等	0	0	0	4

10 福島県精神医療審査会事務（精神保健福祉法第12条に基づく審査会）

精神医療審査会は、適正な医療及び保護するために、患者本人の意志によらない入院や行動の制限等を行わなければならない場合があるという精神医療の特殊性を踏まえ、医療の提供及び人権の擁護の観点から入院の必要性についての適否及び患者の処遇について適正に行われているか審査をしています。

(1) 審査会の体制

- ①委員数 20名（医療委員12名、法律委員4名、学識委員4名）
- ②合議体数 4合議体
- ③審査会開催数 2回/月（毎月第2・第4水曜日）
- ④全体会開催数 1回/年

(2) 届出書類の審査状況

種類	項目	件数	引き続き現在の入院形態での入院が適当	他の入院形態への移行が適当	入院の継続は適当でない	定期の報告等に係る審査保留
医療保護入院者の入院届		2,496	2,496	0	0	0
措置入院者の定期病状報告書		48	48	0	0	0
医療保護入院者の定期病状報告書		1,801	1,801	0	0	0
合計		4,345	4,345	0	0	0

(3) 退院等請求

	請求件数	入院形態		請求区分		性別		取下件数	意見聴取		審査件数	未処理
		医療保護	措置	退院	処遇改善	男	女		実施件数	省略件数		
23年度未処理	3	2	1	3	0	2	1	0	3	0	3	0
24年度合計	50	34	16	50	0	38	12	18	33	1	30	2
合計	53	36	17	53	0	40	13	18	36	1	33	2

(4) 実地審査との連携

①実地審査対象者の選定

合議体は実地審査対象者を選定し、知事に報告をします。31病院実施

②実地審査結果についての審査

知事は実地審査結果について合議体に報告し、合議体は実地審査において「要検討」とされた案件について審査を行っています。

③審査終了後は、知事に対して審査結果を報告しています。

11 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の判定及び承認

(1) 精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定事務（精神保健福祉法第45条第1項）

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がい状態にあることを認定することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がいの社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

①年間申請件数 4,840件

②年間交付件数

	1 級	2 級	3 級	合 計
平成24年度	700	2,903	1,119	4,722

③不承認件数 135件

③年度末手帳所持者数

	1 級	2 級	3 級	合 計
平成24年度	1,381	5,490	2,008	8,879

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定（障害者自立支援法第52条第1項）

平成18年4月より精神通院医療の公費負担制度が変更、この制度は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づき、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるものに対して、精神障がい者が病院等で入院しないで行われる精神障がいの医療を受ける場合に、その医療の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。

①年間申請件数（うち新規件数） 21,477件（2,038件）

②承認状況承認数 21,474 件

③不承認数 3 件

④年度末所持者数 21,441 人

Ⅲ 災害時の心のケア活動

1 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

平成23年3月11日14時46分18秒宮城県沖海底を震源とする観察史上最大マグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生しました。この地震で、福島県では震度6強を観測し、引き続いて起きた大津波により、太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。

また、それらによって引き起こされた東京電力福島第一原子力発電所事故により、原子力発電所を立地していた浜通りを中心に周辺一帯の福島県民が県内外への避難を余儀なくされ、長期の避難生活を強いられています。

震災後1年を経過した平成24年4月5日時点で、福島県内では98,595人（復興庁発表）が、未だに、仮設住宅や借り上げ住宅等で避難生活を続けています。

精神保健福祉センターでは、平成24年度について以下の事業を実施し、心のケア体制の整備を行っています。

(1) 災害時の心のケア体制整備事業

災害を受けた者は強いストレス状態におかれるため、精神的不調をきたしやすく、うつ病や自殺企図ハイリスク者と言えます。

福島県では、平常時から、関係機関等との基本的な役割を明確にし、災害時における心のケアの実施体制を確保し、災害をきっかけとする自殺を防ぐ事を目的として、平成23年度より、自殺対策基金を財源とした本事業を実施することとし、初年度は、ワーキンググループの設置、災害時の心のケアマニュアルを作成、心のケア研修会の実施に取り組み、平成24年度は、更に、災害時の心のケアマニュアルに必要な項目を追加作成すると共に、支援者のスキルアップための心のケア研修会を実施しています。

ア 災害時の心のケアマニュアル作成配布

東日本大震災によって本県がおかれている持続的な高ストレス状況は、世界的にも前例のないものであり、福島県内外の心のケアの支援者にとっても初めてのことです。被災者が質の高い心のケアを受けられるよう、福島県独自の心のケアの方法について検討するための検討会を開催し、平成23年度に作成した「心のケアマニュアル」に内容を追加、作成し配布しています。

①追加項目として作成した心のケアマニュアル

心のケアマニュアル《子ども編》 〈平成25年3月31日発行〉 500部
〃 〈これからの日常生活で無理なくできる低線量被ばく対策〉
(平成25年3月31日発行) 500部

②編集メンバー

子ども編

福島県臨床心理士会東日本大震災対策プロジェクト

成井 香苗 氏・大森 恵栄子 氏・富森 崇 氏

兵庫教育大学 教授 富永 良喜 氏

これからの日常生活で無理なくできる低線量被ばく対策

福島県「放射線と健康」アドバイザーグループ

福島県立医科大学放射線管理学講座 教授 大津留 晶 氏

③追加マニュアル作成のための検討会 3回

④配布先：県関係機関・市町村・心のケアセンター、その他相談関係機関。(計76機関)

イ 支援者のための心のケア研修会

東日本大震災や原発事故の発生後から支援者は、被災地・避難先の第一線で長期に渡る支援活動にあたっています。そうした支援者に対し、専門的知識・技術の習得を目的に研修会を開催しています。

①主催 精神保健福祉センター・ふくしま心のケアセンター

②対象者 専門職として被災者支援に関わる人等

③場所 郡山ビッグハート(郡山市上亀田1-1)

④内容

	日 時	テーマ・内 容	参加者数
1	平成24年 7月2日(月) 13:30~16:00	支援者のパワーレスへの対応 講義・グループワーク 講義「支援者のエンパワメントを高めるために」 講師 福島県臨床心理士会 副会長 成井 香苗 氏 ファシリテーター ふくしま心のケアセンター専門員(心理)	44名
2	8月2日(木) 13:30~16:00	放射線の不安への対応 講義・演習 講義「放射線の不安の中で暮らす人々への支援」 ～今、これからの福島の状況について～ 講師 福島県「放射線と健康」アドバイザーグループ 前長崎大学病院永井記念国際ヒパクシャ医療センター副センター長 現福島県立医科大学放射線健康管理学講座 教授 大津留 晶 氏 講義・演習(リラクゼーション) 「見えない不安への対処法」 講師 福島県臨床心理士会東日本大震災対策プロジェクト総務 富森 崇 氏	54名
3	9月7日(金) 13:30~16:00	災害後の自殺予防対策 講義・演習 災害後の自殺の状況 情報提供者 福島県自殺対策専門員 講義・演習「被災遺族・自死遺族への支援」 講師 全国自死遺族総合支援センター代表幹事 杉本 脩子 氏 ワールドカフェ方式のグループワーク ふくしま心のケアセンター 専門員(心理) スタッフ	58名
4	平成25年 2月1日(金) 13:30~16:00	子どもの心のケア 講義「子どもの心のケア」 ～子どもの心のケアマニュアルを活用しての実際～ 講師 福島県臨床心理士会 副会長 成井 香苗 氏 活動報告「遊びを通じた子どもとのかかわり」 講師 福島県臨床心理士会 大森 恵栄子 氏 保育士 永野 美代子 氏 保育士 星 玲子 氏 演習「親子ミーティングの実際」 講師 福島県臨床心理士会 富森 崇 氏	56名

(3) ふくしま心のケアセンター運営・業務支援

福島県では、東日本大震災及び原子力災害による様々な心の問題を包括的に支援する専門機関として、『ふくしま心のケアセンター』を福島県精神保健福祉協会(会長丹羽真一)に委託し設置しています。

精神保健福祉センターは、『ふくしま心のケアセンター』の運営を支援しています。

①設置時期 平成24年2月

②運営主体 福島県精神保健福祉協会(本県における精神保健医療福祉に関する幅広い関係機関で構成されている唯一の団体)

③ ふくしま心のケアセンターの事業内容

- ・ 災害関連の精神保健福祉の総合的なコーディネート
- ・ 災害関連精神疾患に関する相談
- ・ 人材育成に関すること
- ・ 普及啓発に関すること
- ・ 仮設住宅等の巡回相談、講話
- ・ 情報共有、実態把握等

④ふくしま心のケアセンターへの支援の状況

支援内容	回数
心のケアセンター打合せ	2
心のケアセンター主任会議	11
心のケアセンター運営委員会	2
方部センター連絡会議	6
方部センター巡回	11
新任職員研修講師	1
合 計	33

2 新潟・福島豪雨災害への心のケア支援

平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨災害により被災した方への心のケア支援として、平成24年度に引き続き、金山町主催事業への協力を実施しています。

①日時 平成24年11月29日

②場所 福島県大沼郡金山町内

③内容 金山町主催『金山町豪雨災害被害者こころのサポート事業』への協力

金山町が住民に対して行ったアンケート調査（PTSD、うつ、アルコール問題項目）の結果、要支援となった住民を対象とした健康講話および面談を行っています。

健康講話『睡眠について』

講師 精神保健福祉センター所長 畑 哲信

参加者 51名

個別面談 4名

IV 調査・研究、参考資料

1 調査・研究

(1) 畑哲信：福島県精神保健福祉センターにおける震災への対応

(病院・地域精神医学 55(1) 企画特集 企画特集 東日本大震災と精神保健・医療・福祉 p43-45, 2012)

(2) 畑哲信：精神保健福祉センターの被災者の心ケアに関する報告

(平成 24 年度地域保健総合推進事業 全国保健所長会協力事業 遠藤幸男「東日本大震災復興期における保健所の被災者への支援のあり方に関する研究」報告書)

2 精神科病床を有する病院数、入院患者数

平成23年6月末現在

設置主体別	病院別	精神科病院		一般病院		総精神 病床数	指 定 病 床 数	病 床 普及率 (人口万対)	病 床 利 用	
		病院数	病 床 数	病院数	病 床 数				入 院 患 者 数	利 用 率
総 数	30	22	5,379	8	997	6,376	185	32.1	5,422	85.0
県 立	3	1	206	2	96	302	-	1.5	224	74.2
指 定 病 院	21	18	4,821	3	695	5,516	185	27.7	4,716	85.5
そ の 他	6	3	352	3	206	558	-	2.8	482	86.4

(注) 1 指定病院とは、精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院をいう。

(注) 2 人口万対は、平成23年10月1日現在人口による。

出典：平成23年度精神保健福祉関係資料

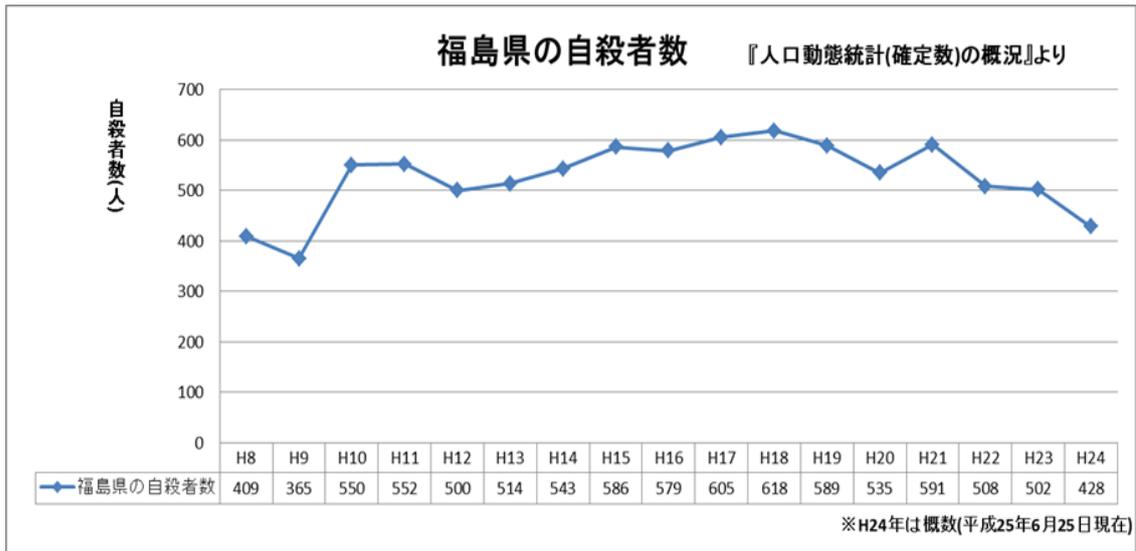
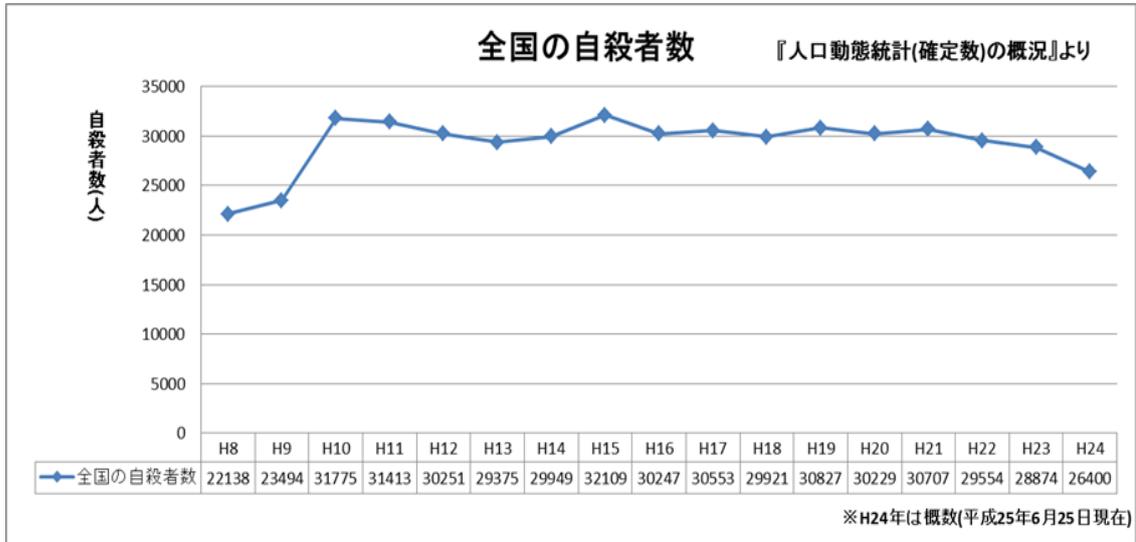
3 在院患者数、性・年齢・病類別

平成23年6月末現在

項 目	総 数	男 性			女 性			措置 入院 患者数 (再掲)
		20歳未満	20歳以上 ～ 65歳未満	65歳以上	20歳未満	20歳以上 ～ 65歳未満	65歳以上	
疾 病 名								
統合失調症、統合失調症型障害	3,231	6	1,154	614	3	822	632	19
気分(感情)障害	467	1	108	76	-	105	177	-
症状性を含む器質性精神障害	1,058	-	70	360	-	34	594	-
アルツハイマー病型認知症	491	-	7	156	-	14	314	-
血管性認知症	180	-	2	86	-	3	89	-
上記以外の精神障害	387	-	61	118	-	17	191	-
精神作用物質による精神障害	143		57	70		8	8	1
アルコール使用による精神障害	132	-	50	68	-	6	8	1
覚せい剤による精神障害	5	-	2	1	-	2	-	-
上記以外の精神障害	6	-	5	1	-	-	-	-
神経症性障害、ストレス関連障害	89	-	18	8	4	32	27	1
人格障害	18	-	7	4	-	5	2	-
その他の精神障害	10	-	1	1	-	8	-	-
精神遅滞(知的障害)	225	2	84	42	2	59	36	1
てんかん	138	3	62	17	-	34	22	-
その他	43	4	21	8	-	3	7	-
合 計	5,422	16	1,582	1,200	9	1,110	1,505	22

出典：平成23年度精神保健福祉関係資料

4 自殺者数の推移
(平成8－24年：全国との比較)



平成 24 年度

福島県精神保健福祉センター所報（第 41 集）

発行日 平成 25 年 8 月
発行 者 福島県精神保健福祉センター
〒960-8012 福島市御山町 8 番 30 号
TEL (024) 535-3556(代)
FAX (024) 533-2408
E-mail seisinhokenfukusisenta@pref.fukushima.lg.jp
ホームページ http://www.pref.fukushima.jp/seisinsenta/top.html